

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和五年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県公営企業管理規程第三号

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年秋田県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務時間) 第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、勤務時間条例第二条第三項の規定の例により定める。</p> <p>4 5 6 略</p>	<p>(勤務時間) 第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、勤務時間条例第二条第三項の規定の例により定める。</p> <p>4 5 6 略</p>

附 則

この規程は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。